

レンタル総合補償制度のご案内

日頃は、原鉄をご利用いただき誠にありがとうございます。

原鉄のレンタル機械、レンタカーは、お客様のご要望で下記の通り補償制度を取り入れております。
近年、公道上及び使用場所での人身・物損等の事故が増大し、かつ大型化、複雑化し、賠償額も高額化しております。

ご利用中での事故・災害・盗難等の発生に対し、お客様の損害賠償額のご負担を出来るだけ少なくする為の制度です。少ないご負担で、万一の時に大きな補償を受けられます。

また、車両損害補償及び動産損害補償で、盗難被害を補償する為、補償料は機械の稼働状況に関係なく「貸出日（納品日）より返納日まで」の日数を算出してご請求申し上げます。

万一、事故が発生した場合、お客様のご負担が極力少なくなるよう、独自の総合的なシステムにより、大きな安心と信用をお約束いたします。

ただし、補償内容により自己負担金が発生いたしますのでご了承ください。

なお、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく最寄りの営業所までご連絡下さい。

レンタル総合補償制度説明・注意事項

《自動車補償制度》

★補償の対象となる主な事例

- ・公道上、または使用場所で開催中に偶発的に発生した人身事故・物損事故。
- ・公道上、または使用場所で開催中に偶発的に発生した車両事故。
- ・保管中の盗難事故。

《機械補償制度》

★補償の対象となる主な事例

- ・使用中に油圧ショベルの操作ミスにより、誤って他人の車を壊してしまった。
- ・使用中に油圧ショベルの操作ミスにより、誤って隣の家を壊してしまった。
- ・油圧ショベルを積み下ろし中、トラックから落としてしまった。
- ・保管中の盗難事故。
- ・使用中に誤って油圧ショベルを壊してしまった。

《高所作業車 搭乗者傷害》

★補償の対象となる主な事例

- ・高所作業車で作業中、誤ってバケットから落下してケガをした。

《火災》

★補償の対象とならない主な事例

- ・故意又は重大な過失による事故。
- ・無運転証等、通常の使用の範囲を（明らかに）逸脱した使用をしたことよって発生した損害。
- ・本来の使用方法を著しく逸脱した使用方法により生じた事故の損害（用途外使用）。
- ・地震、噴火、津波等天災による事故。
- ・じんあい、騒音に起因する損害。
- ・地下工事、基礎工事等に起因する土地の沈下、振動、軟弱化による土地・建物の損害。
- ・無免許、無資格（労働安全衛生法による資格）、酒気帯び運転等重大な法令違反による事故。
- ・盗難時の善管注意義務違反については補償制度の対象外となります。
（例）鍵を付けたまま放置し盗難にあった等、保管時の管理に問題ありと認められた場合。
- ・警察・届出していない盗難事故。
- ・部位の単独盗難。
- ・被害者が親族または同じ企業内の従業員の場合（除く搭乗者傷害）。
（建設現場のJV及びJVに準ずる場合は同じ企業とみなします）
- ・加害者及び加害者企業の所有または管理下にある財物の損害。
- ・塗料、コンクリート、アスファルト等の汚れによる損害。
- ・電氣的機械的事故（エンジン焼付、接触不良などによるもの）。
- ・置き忘れ、紛失による損害。
- ・自然摩耗・劣化・変質・さび・虫食い等による損害。
- ・工事現場外の事故、または登録ナンバー無し建設機械が公道を許可なく走行して発生した損害。
（機械補償制度）

【注意事項】

- ★お客様同士で示談は絶対に行わないで下さい。
（状況により弊社より連絡や損害状況の確認があります）
- ★この補償制度は、弊社規定の補償料金をお支払頂いているお客様に限り適用されます。
- ★事故や損害の状況により、自己負担金額の加算請求が発生する場合があります。
- ★この補償制度は、レンタル契約期間中に発生した事故を対象とします。
- ★お客様が諸自賠償保険等を付保している場合はそれが優先して適用されます。
- ★各補償制度の補償限度額を超える部分については、お客様のご負担とさせていただきます。
- ★度重なる破損等や、弊社へ連絡なく使用し続けた等不誠実行為と認められた場合は補償出来ない場合があります。
- ★レンタル機械及び車両の修理につきましては、弊社指定工場とさせていただきます。
- ★弊社の承諾なくに行われた修理にかかる費用は支払い出来ません。
- ★警察、その他監督官庁の証明書が必要な場合があります。特に人身事故は必ず届出をして下さい。
- ★当社のレンタル物件の事故や故障による二次的損害（人代や工事の遅延による違約金等の経済的損害）が生じたとしても、賠償金等の支払いはできません。
- ★事故車の引揚げ、レッカー代、修理期間中の休業損害については、お客様にご負担をお願いいたします。
- ★1年以内に同じお客様が事故を再発された場合、自己負担金を倍額請求させていただきます。
- ★この補償制度のご案内に記載されている非対象事故、対象事故等は主な事例となりますので、その他については、弊社補償制度の規定に準じます。
- ★この補償制度は、2025年7月21日の状況での内容であり、世情の変化により内容を変更する場合がありますので、ご了承ください。

補償の種類別	補償内容・補償額	自己負担金/(1事故)	対象
自動車補償制度	対人賠償 無制限	無し	ダンプ(軽～4t) トラック(軽～4t) クレーン付きトラック(2t～4t) 高所作業車(トラック式) その他登録ナンバー付き機械
	対物賠償 1000万円限度	7万円	
	搭乗者傷害 1000万円限度	無し	
	部分破損はその実損額	10万円～※①	
	全損・盗難は時価額	50万円～200万円別表①	
	※①損害額による自己負担変動		
	損害費用	自己負担金/(1事故)	休業負担金
	車両損害	10万円未満 実費	日単価×5日分
	10万円以上～30万円未満	10万円	日単価×10日分
	30万円以上～50万円未満	20万円	日単価×15日分
50万円以上～100万円未満	30万円	日単価×20日分	
100万円以上	50万円～時価額×30%	日単価×25日分	
機械補償制度	対人賠償 1事故につき4億円限度 1名につき1億円限度	7万円	登録ナンバー無し自走機械 その他補償料負担機械 (一覧表参照)
	対物賠償 1事故につき2000万円限度	1万円～(一覧表参照)	
	部分破損はその実損額	時価額×50%	
	全損・盗難は時価額	自己負担金10万円への機材(一覧表参照)	
	損害費用	自己負担金/(1事故)	休業負担金
	動産損害	10万円未満 実費	日単価×5日分
	10万円以上～30万円未満	10万円	日単価×10日分
	30万円以上～50万円未満	20万円	日単価×15日分
	50万円以上～100万円未満	30万円	日単価×20日分
	100万円以上	50万円～時価額×30%	日単価×25日分
高所作業車	搭乗者傷害 1000万円限度	無し	

別表①	軽トラック・軽ダンプ 2t未満トラック	〈積載2t～4t〉ダンプトラック(クレーン付倉) その他ナンバー付き機械	高所作業車 その他特殊車両
全損 盗難	50万円	100万円	200万円

※再レンタルの機械・車両に関する各補償は、当該機械・車両所有会社の補償制度を適用させて頂きます

※自己負担金の1事故とは1回の動作で生じた事故の事です。 ※消費税は別途申し受けます。

事故が発生してしまったら

1. けが人の救助・警察への連絡をする。

救助・救急119番

警察110番

2. 最寄りの原鉄へ連絡をする。

飯田営業所	0265-24-1201	松本営業所	0263-78-5230
桐林営業所	0265-72-7212	安曇野営業所	0263-83-7110
駒ヶ根営業所	0265-88-3565	白馬営業所	0261-71-8161
伊那営業所	0265-78-9233	東濃営業所	0573-20-3145
木曽営業所	0264-62-1102	南木曽出張所	0264-54-0002

3. 下記事項をお知らせ下さい

- ①お客様の名前・住所・連絡先
- ②車のナンバー・レンタル番号
- ③事故発生場所・時間
- ④事故状況
- ⑤相手方の住所・氏名・連絡先・車両番号・加入保険会社
- ⑥届け出警察署